

一般財団法人全日本剣道道場連盟役員及び評議員の報酬等に関する規定

平成 25 年 5 月 21 日制定

平成 30 年 6 月 12 日第 2 条、3 条変更、第 9 条の追加及び役員退職慰労金の制定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第 2 条 報酬は、専務理事及び常務理事のみとし、役員賞与及び退職手当は原則として支給しない。但し、永年の功績により役員退職慰労金として第 3 条に従って支払う場合がある。役員退職慰労金を支払う場合は基盤整備積立金より支給する。非常勤の理事、監事及び評議員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の上限等)

第 3 条 毎月の報酬の額は、下記に定める額を上限とし、その支給額は会長が決定する。役員退職慰労金の額は、下記に定める額を上限とし、理事会の承認を得た額とする。

(報酬の支給日)

第 4 条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、毎月 25 日支給する。

(理事の必要な費用の支給)

第 5 条 非常勤理事に対する必要な費用の額は、理事会等への出席 1 回につき金 10,000 円及び、旅費規定に基づく実費を支給するものとする。

(評議員の必要な費用の支給)

第 6 条 評議員に対する必要な費用の額は、評議員会への出席 1 回につき金 10,000 円及び、旅費規定に基づく実費を支給するものとする。

(監事の必要な費用の支給)

第 7 条 監事に対する必要な費用の額は、監事業務を行うに 1 回につき金 10,000 円及び、旅費規定に基づく実費を支給するものとする。

(委任)

第 8 条 この規定の施行に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 記

### 月額報酬

専務理事 月額 40万円以内

常務理事 月額 30万円以内

### 役員退職慰労金

直近の月額報酬額の12ヶ月分を上限とする。

但し、事務局職員を兼務する場合には、上記の月額報酬及び役員退職慰労金は、事務局職員の給与及び退職金とは別に支給することが出来る。

以上